

第9回有識者懇談会 議事要旨

日 時：平成20年12月24日（水）16時00分～18時00分

場 所：（社）日本監査役協会 本部A会議室

議 事：1. これまでの議論の整理と報告書素案の検討

- (1) 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について
- (2) 提言内容のうち積み残しの事項について（株主提案の取り扱い等）
- (3) 株主と業務執行者の間の利益相反状況における監査役の役割（大規模第三者割当増資、買収防衛策の運用等）

議事内容

1. 会計監査人の選任議案及び監査報酬の決定について

標題に関する各委員の意見について、資料に基づき以下のとおり説明があった。

三井オブザーバー

（内容については省略）

弥永委員 私の意見は3点にまとめられます。一つは、選任議案を監査役あるいは監査役会の権限にすることには、外観的独立性を担保するという点でも、それなりの意義があると思われることです。そもそも現行法においても、監査役、監査役会は、取締役に対して、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求できることと定めています。従って、監査役（会）の単独の権限にしたからといって、現行の枠組みと大きく違わないのではないかという点です。

報酬の決定権についても、現行法のもとでは、監査費用については監査役側がある費用を請求すると、それが不適切である、必要でないということを、会社側が立証しない限りは拒むことはできないことになっています。会計監査人の監査は、実質的に見れば、現行の法律のもとでは、監査役の会計監査の一環と捉えることもできると思います。従って、むしろ監査費用とのバランスからすれば、監査役（会）が決定し、それが必要でないということを会社側が立証する、つまり、経営陣が立証できるときに拒めるというバランスのほうが、本当は整合的であるという見方もあるのかもしれないということが、二点目です。

三点目は、竹内昭夫教授が言われたように、「制度の実効性を担保する仕組みが、制度自体に組み込まれているべきであり、その制度を動かす人の個人的性格に頼ろうとしているのは、あまり好ましくない」という考え方に依拠して、取締役会に決定権を残さなければならない合理的な理由がないのであれば、同意権にとどめることはあまり適当ではないのではないかということです。

大川委員 「資料1-5」について説明します。実際に、「会計監査人の選任決議の決定権及び監査報酬の決定権限を監査役（会）が持つ」ことに対する意見は、次のとおりです。この点については、弥永委員の意見と似たところがあります。

まず、この懇談会では、「委員会設置会社と監査役（会）設置会社との優劣も議論の対象としないことを前提に討議をしている」という理解をしています。従って、今回私が出したこの意見も、監査役（会）設置会社における監査役（会）の機能がさらに有効に発揮され、会計に関する不祥事を防止するためには、本決定権限を監査役（会）に与えることが有効であるかどうかの観点に依拠しています。

「会計監査人の選任決議案の決定権を監査役（会）が持つこと」について、「①」にあるように、会計監査人の選任決議案の提出とは、会計監査人監査の対象となっている会社の業務執行者が直接出すものではなく、あくまでも取締役会の決議によって出されるものであり、監査役（会）設置会社の取締役会も、会社法上、業務執行取締役に対する監督権・義務があり、その意味では、選任決議案も取締役会の監督のもとに出されるものであり、取締役会が法により期待されているように機能し、かつ、会計監査人が職業専門家としての高い職業意識に徹するとすれば、「インセンティブのねじれ」現象も、必ずしも議論の対象にはならないと思っています。

しかし、現実には、監査役（会）設置会社では、独立性に富む社外取締役は数も少なく、質的にも問題があり、事実上取締役会メンバーである取締役はほぼ全員が業務執行取締役となっていて、取締役会の監督機能が有効に機能しているかという点、疑問があります。その意味で、総会で選任され、もっぱら監査を職責とする非業務執行役員である監査役（会）、この中には、日常的、経常的に取締役の業務執行を、監視・検証する常勤監査役監査も入りますが、その監査を職責とする非業務執行役員である監査役（会）が同意権を持ち、かつ、議案提出請求権を持つとした現在の会社法は大変意義深いものがあると思っています。

「②」で取り上げているのは、問題は、この同意権付与によって実務経験的にも感じていた「ねじれ現象」による会計不祥事の温床になるという危惧が払拭されたかどうかということです。現在のところ、一般的に言えば、実態的に変わったという印象を私としては持っていない、あまり変わっていないと思っています。そこで、会社法で期待していた効果を一層確実なものにするために、同意権を一步進めて決定権にすることの意義はあるという判断をしています。

「③」では、同意権を、さらに決定権にすることの意味について言及しています。第一点は、監査役（会）には会計監査人監査の相当性を監査し報告するという責務があり、その意味で、監査役は業務監査と同時に会計監査人監査の相当性を、最終的に担保する者として、本来的に会計監査の適切性に対する責任を有する者であることから、当該会計監査人の選任権を監査役が持つことにしても、理論的には特におかしいことはないのではないかとことです。

第二点は、同意権と決定権の実務的な意味での大きな差は、決定権を持つことは、その提案・決定についての最終的、絶対的責任を持つことを意味し、監査役（会）が、会計監査の適切性に関する最終担保責任者であることが、より鮮明になり、監査役（会）の監査責任に対する認識、監査役自身の自覚、関係者の認識が、一層高まるという予想をしているということです。

このことは、業務執行者の監査役（会）に対する認識をさらに深めていく、すなわち、監査役あるいは監査役機能を、さらに重要視せざるを得なくなることにつながり、業務執行者側の監査役機能、あるいは監査役制度の有用化の理解に資すると思っています。

第三点は、非業務執行役員であることが明確である監査役（会）が、絶対的独立性が要請されている会計監査人選任議案についての決定権を持つことは、監査役（会）設置会社において、業務執行側が会計監査人選任プロセスで、実質的には牛耳っているのではないことを示すのではないかとということです。これは、三井オブザーバーが言われたことですが、海外を含めて、投資家・市場からの疑問にも十分応えるものになると思っています。

第四点は、会計監査人を選定する作業が、実務的に監査役（会）では無理なのではないかという議論もあると思いますが、委員会設置会社において、常勤を前提としていない監査委員会が、選任議案決定権を持っていることと比較をしても、上場会社であれば、日常的・経常的に監査をする常勤監査役もいて、同意権のもとに、同意できるかどうかの判断能力、知識があることが、本来的に要請されている監査役（会）であれば、業務執行部との密な連絡のもとに、選定作業を行うことは、それほど困難ではないということです。

次に、「会計監査人の監査報酬の決定権」についてですが、会計監査人監査の適切性についての最終的担保者として、監査役（会）が会計監査人の選任議案の決定権を付与されるとすれば、報酬についてもその適正性の最終責任者として、報酬決定権は監査役（会）に付与されるのが当然であると思っています。

監査役は、法的にも監査役監査にかかる費用は、監査役の判断で会社側に要求することが認められています。もし、会社側がその費用が不当である、あるいは不要であるという判断をしたときには、会社側にその立証責任があるという建て付けになっています。「会計監査も監査の一部である」と、言うこともできます。そうすると、その適切性の最終担保者である監査役（会）が、会計監査費用・報酬の決定権を付与されることは、理論的に不都合はないと思っています。

会計監査人の監査報酬を決定することは、監査役（会）では実務的に無理ではないかという議論もあると思います。しかし報酬について同意するだけの能力・知識を有することが本来的に要請されている監査役（会）であれば、それほど困難とは思っていません。上記の監査役監査の費用についても、実務的には監査役（会）が予算を立て、執行部と十分に話し合って決めています。通常、執行部側に不都合なことは起こっていないという判断をしています。

監査役報酬についても、「各監査役の報酬は、監査役協議によって定める」という法的

建て付けになっていますが、実際は、ほかの従業員、役員報酬との整合性なども考えて、執行部による案に従っているのが現状です。こうした実務的経験からも、会計監査人の監査報酬の決定権が監査役（会）に付与されても、実務上、通常の場合、執行部の同意なしに確定することは、まず起こり得ないと思われ、実務的にも不都合はないという判断をしています。

私としては、上場会社の監査役（会）に、会計監査人の選任決議権及び監査報酬の決定権限を付与することについては、異議なく賛成をします。しかし、報告書の出し方として、「コード」というかたちで提言をするとすれば、ベストプラクティスのかたちで示し、例えば、それを東証なりの証券取引所が、何らかのかたちで義務化をするという方向で検討をして、本件について監査役（会）は、積極的に取締役会に対して、具体的に意見表明をして開示をしていくこと、ある意味で取締役会と監査役（会）が一体となったかたちで行っていくことを示して、将来の法制につなげていくのが、妥当ではないかと思っています。以上です。

島崎委員 「資料1-6」の「1」と「2」は、現行の建て付けで十分ではないかということについて説明をしています。「1」の中段で、「適正な報酬で迅速かつ適格な監査を行うことができる監査法人を選定するためには、経営の視点からの意見を議案に反映させる必要がある」という説明をしています。この辺りの背景については、のちほど、説明をしたいと思います。

いずれにしても、コストについては、経営責任を行う取締役が担うべきだと思います。特に、最近の監査契約、監査計画については、グローバルな連結ベースで実際に立てているということですから、自社の状況に照らしてみても、監査役会がそれを全部担うことについては、実務的にも難しいのではないかと思います。

「3」は、なぜ現行の建て付けを変えるべきなのかという点について、この委員会で他の委員が出されたご意見について、私の考え方をここで説明しています。「(1)」は、グローバルスタンダードであるという点に対する意見、「(2)」は、会計不祥事の話、「(3)」、「(4)」ということで、出されたご意見に対しての私の意見を記載しています。

「経営の視点」については、会計監査人の監査は重要であり、会計の適正性を担保することは当然です。ただ、会計監査に、時間と費用をいくらでもかければよいということではないのではないか、効率的で必要十分な監査を目指す必要があるのではないか、ということ、経営の視点をここに入れていきます。計算書類の作成等の実務を知っている経営者が、それを十分踏まえたうえで考える必要があるということをご意見を言っています。

監査報酬の決定が、監査役（会）であるか、取締役会であるかにかかわらず、この視点あるいはこれを目指すことは、企業としては当然ではないかという意味です。

徳住委員から、そういう状態では従来の会計監査人と経営者の関係と変わっていない、会計監査人は顧問弁護士と何ら変わらなくなってしまう、というご意見もありましたが、

決してそう思っているわけではありません。

企業の資金調達、金融機関からの間接調達から資本市場での直接調達に変わっています。表向きには大きくは変化していないとはいえ、やはり実質的には変化しているという状況下では、市場に対する企業会計の番人として、適法性、適正性を担保するという会計監査人の機能・役割・使命は十分理解をしています。会計監査人は指導役なのか、批判役なのかということについて、どちらかを択一しなければいけないのではない、というのが私の考えです。

会計監査から出てくるさまざまな問題については、ステークホルダーに対して企業の経営の質を高めるという観点から、いろいろなアドバイス、指導をいただくのは当然のことだと思っていますので、この会でもそういう発言をしたということです。以上です。

伊藤副座長 関委員の意見は以下のとおりです。

「一. 結論」は、「会計監査人の選任議案及び監査報酬については、監査役（会）に決定権を持たせ、経営者（取締役会）に同意権を持たせるべきである。仮に、立法上、経営者に同意権を付与することが困難な場合は、実質的に経営者が監査役の決定に異議を唱える機会を保証する手続きは検討すべきである」。

「二. 基本的考え方」は、「本質をわきまえている良識ある経営トップは、本問題についてどう考えるであろうか。経営トップは、証券取引所又は財務局に対する財務諸表の提出に併せて、宣誓書又は確認書を直筆で署名して提出する立場にあり、自らの会社の財務報告に瑕疵がないことについて、確信を持ちたいと願っている。こうした立場に立てば、自ら任命した CFO に全幅の信頼を置いているにせよ、決算に責任を持つ立場にある CFO が職務に対する責任感とプレッシャーから、決算・財務対策の一環として保守主義の原則から逸脱した決算を本当に行っていないか、誠実な決算を行ったか、決算の真実性に一抹の不安を感じるものである。これが良識ある経営トップの率直な感覚であり、こうした葛藤と闘わざるを得ないのも、経営トップが孤独であると言われる所以である。だからこそ、会計監査人と監査役が真に連携し、執行から独立して厳正に監査を行ってほしいというのが経営トップの切なる願いである。その意味で、経営トップと CFO は、立場が決定的に違うのである」。

「（注）」として、「しかしながら、経営トップが部下である CFO 以下の財務部門の主張に反し、経営トップの意思を公にすることには躊躇せざるを得ない。何故なら、経営トップにとって、CFO 以下の財務部門のモラルが何といても最優先事項だからである」。

「三. 指摘されている事項に対する考え方」、「それでは、島崎委員のレポートをふまえ、以下に具体的に述べたい。

「1. 島崎委員の主張するとおり、同意権は拒否権と同じことである。これに疑いの余地はない。しかしながら、実質的に同意するしか選択肢がない立場の者に同意権を与えて

も、事実上ワークしないし無意味である。通常、監査報酬とその前提となる監査計画は、会計監査人が経営者と協議をし、その結果が監査役に対して示される。監査役としては、提示された内容に余程不適切と判断するものがない限り、実質的に決定されている監査計画に対し「拒否」できないものである。監査役ができることといえば、せいぜい意見を述べることである。こうした監査役の意見は、それが取り入れられるかどうかは経営者やCFOの胸三寸であり、多くの監査役は無力感を味わうこととなる」。

「2. 島崎委員が、「会計監査人が必要以上にコストのかかる非効率な監査を実施しようとした場合に、これを放置すれば、本来、株主に帰属すべき利益が無用な監査のために流出することとなるから、そうした無用なコストの増加に歯止めをかける制度でなければならない」としているのは、説得的である。しかし、このことは、経営者（取締役会）が同意権もしくはそれに相当する手続きの担保を持つことで解決できる。つまり、執行側に同意権等があれば、その同意権等はワークする。なぜなら、経営者は予算を執行する権限を持っているから、経営上のコスト負担の観点から、事実上、監査報酬を拒否しようと思えばできるし、削減も要求しうるからである。

監査役が提案権を持ち、監査役が監査報酬の原案を作成する立場になれば、監査役は会計監査人とともに、リスク・アプローチの視点から、監査上の重要な要点を特定し、リスクの大きさに応じた監査を実施することになる。従って、執行側が監査報酬を削減するよう要請した場合には、監査役や会計監査人の視点からリスクの相対的に低いところから順に監査を削減することになる」。

「3. 執行と監査役とがよく協議し、合意を形成して監査計画（報酬額など）を決めればよいではないか。それがベストプラクティスだ。だからベストプラクティスを実践すればよいではないか。それはその通りであるが、ベストプラクティスを実践しようにも実践できないからどうしたらよいのかというのが課題なのである」。

「4. では何故、ベストプラクティスが実践できないのか。経営トップはともかくとして、往々にして執行サイドは、特にCFOを含む財務部門は、職務に対する責任感が強ければ強いほど、自らの手で決算対策を取り仕切りたいと考えるものである。そうしたことから、財務部門は、監査役と会計監査人が連携することを必ずしも好まない。悲しい哉それが人情というものである。それ故、公認会計士は執行サイドの意向をどうしても優先することになる。これも人情である。島崎委員は「一部の不見識な経営者（あるいはそれに同調する会計監査人）による会計不祥事は、経営者の意識、会計監査人の倫理観の欠如が問題なのであって、選任・報酬の決定権が執行側にあることが原因ではない。決定権の所在と会計不祥事との関連性があるとは思われない」と述べておられるが、監査役や公認会計士の倫理を問題にするのは筋違いである。会計不祥事を起こすのは、経営者や執行サイドの倫理に問題があるのであって、まず問われるべきは経営者や執行サイドの倫理なのである。しかし、この議論は不毛である。何故なら、そもそも倫理など期待できない経営者や執行サイドが会計不祥事を起こすのである。今議論をしているのは、会計不祥事をどの

ように防止するかであり、倫理など期待できない経営者や執行に、監査役と会計監査人が連携して立ち向かおうではないかと、提案しているのである。その場合、監査役や会計監査人の倫理のみで立ち向かおうと言っているのではない。会計不祥事を防止する原理を議論しているのである。原理とは何か。筆者は、監査役ないし監査役会が、主体的に監査計画（報酬額など）を検討し、執行に対し原案を提案する立場においてほしいと提案しているのである。既に述べたように、現在の制度的フレームワークでは、執行に理解があり、後押しがある場合は、監査役又は監査役会が主体的に検討をすることになるが、経営トップや財務部門にそうした理解がない場合、主体的に検討する立場に立ち得ない。まさに執行の意向次第なのである」。

「（注）」として、「ベストプラクティスを実践している事例も多い。しかし、そうした事例を仔細に観察すれば、そうした会社では、経営トップが監査役を信頼し、監査役の能力に期待しているからである。そうした条件が整備されるかどうかは、現実には、微妙な人事上のバランスによるところが大きい。筆者の経験から言えば、監査計画とその結果としての報酬は、つまるところ CFO の意向次第である。この意向に逆らうことは、余程 CFO 側に瑕疵がない限り高い倫理観を持っている公認会計士でも無理であろう」。

「5. さて、それでは、監査役が監査計画の作成に主体的に関わることにより、どのような効果が期待できるのであろうか。周知の通り、監査役は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断しなければならない。その責務を全うするためには、監査役が監査計画（報酬額）を評価する立場であることが望ましい。そして、監査役が監査計画を評価する立場は、監査役が主体的に報酬額等を提案することによって、初めて可能となる。

また、経営者と会計監査人の協議により監査計画が作成されている現状では、経営者の意向に沿った監査計画とならざるを得ず、これでは経営者が本当に見せたくない会社の恥部がアンタッチャブルとされ、聖域に切り込むどころか、逆に聖域を許すことにもなりかねない。監査役が提案権を持ち、監査計画に主体的に関わるようになれば、より監査の核心に迫った監査計画が策定されるようになり、会計不祥事の防止にも大きく貢献することが期待される」。

「6. 監査役と会計監査人の連携が会計不祥事にいかに重要であるかは、改めて述べるまでもない。会計監査人の監査は、主として事後的な数値の分析等によって行われることから、会計監査人が不祥事を発見したときには、既に手遅れである。一方、監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役及び使用人等から受領した報告内容を検証し、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を日常的に行っている。つまり、監査役は、会計不祥事の端緒を早期に発見できる立場にある。不正会計が顕在化する以前に、日常的に財務数値の信頼性について目を光らせているのである。そうした監査の特性を有する監査役と会計監査人が両者の特徴を活かし、相互に連携するならば、会計不祥事は撲滅できると考える」。

「7. そこで問題になるのは、現状わが国の監査役にその能力があるかどうかというこ

とであろう。率直に言って、目下のところ、その能力が十分であるとは言い難い。しかしながら、近年、監査役協会の調査によると社外監査役として公認会計士が就任する事例が増加してきており、また監査役の 8 割は、財務を中心とした出身者となっている。こうした状況は従来とは相当異なっており、監査役に能力がないと一刀両断することはできないのではないかと。また、監査役が主体的に行動できるような権限と職務を付与すれば、財務の知見を有する者等、その職務を全うするのに相応しい監査役を選任せざるを得ない状況になるものと思われる。そして、そのことが、コーポレート・ガバナンスの視点から、社会から要請されていることでもある」。

「8. 米国の金融危機に端を発した世界的な同時不況の中で、今後、各社とも生き残りをかけて必死の取り組みがなされていくものと思う。こうした環境の中で、不誠実な財務対策が行われれないという保証はない。筆者は、将来、会計不祥事が表面化してくることを大変危惧しているが、それが杞憂であれば幸である。公認会計士法改正に際しての金融審議会での指摘あるいは法改正の際に国会で行われた附帯決議から既に一年半以上も経過しているが、不祥事につながる可能性のある根は一刻も早く断つべきであり、その意味で「ねじれ問題」の解消は時間をかけるべきではないと強く思う」。以上です。

最後に、私の感想を言うと、同じ経営幹部の経験者として、関委員の問題認識には大変共鳴しました。そういう意味で、本会の副座長を引き受けた経緯があります。私は、この内容全体に関して、必ずしもすべてに賛成してはおりませんが、1 頁の基本的な考え方、「CFO と経営者とは根本的に立場が別である」というのは、私の経験からも非常によくわかります。

私は、先週名古屋で東証一部の優良会社の会長、副社長、CFO の常務、元副社長の監査役と面談し、関委員のこの文書の感触も含めて 2 時間ほど、当面の経営状態、ガバナンスの在り方、内部統制の進展等について、議論をしました。

もう一つは、先日、ある会合が東京であり、各界の有識者と一緒にこの話を 20~30 分ずつ話しました。これらの面談で、三点のことを感じました。

一つ目は、各社とも急速に業容が悪化し、抜本的な対応を推進中であるが、トップには全社の隅々まで把握できないリスクがあり、これが業績悪化とともに顕在化してくることを非常に心配しています。みんな優良な会社ですが、全部はわからない。200 ぐらいの子会社を内外に抱えて、多いところは 300 から 400 を抱えています。それが全部本当にかかっているのかどうか、非常に心配をしています。「これから不祥事に見舞われる会社は相当出てくるのではないかと、言っていました。

しかし、自分たちはたまたま内部統制をしっかりとやっているので安心であり、「こういう世界的な混乱時に内部統制制度の実施ができたことは極めてグッドタイミングだった」ということを、皆さんが一様に言っていました。

二つ目は、トップと CFO の立場の違いですが、トップは関委員と同じで、CFO を信頼しているが、CFO が自分たちの立場を意識するあまり決算に無理をしないかという懸

念があります。決算とは、管理会計の単純な積み上げではなくて、その中での経営の価値判断の部分が非常に大きくなっています。ある意味においては、決算は作られたものにもなるので、そういう点ではガバナンスは極めて重要です。このガバナンスをどうやってきちんとやっていくのか、トップとしては非常に心配だということで、一様に、「監査役にもう少ししっかり見てほしい。それをぜひ言ってほしい」という意見がありました。

三つ目は、CFOの話ですが、「CFOと会計監査人の関係は、決して昔のような会計顧問契約的なものであってはならない」ということです。昔は確かにそういうのがあった。しかし、今は毅然とした信頼関係を持たなければやっていけない。基本的には、会計監査人は資本市場の番人であり、従って、「費用の節減は徹底的に行わなければならないし、監査費用も減らしてもらわなければいけないけれども、しかし、必要なものは拒むものではない」ということを、CFOの方々は盛んに言われました。決定権を監査役に移すことについては、当局の判断に従わざるを得ないというご意見でした。参考にさせていただければと思います。

高橋委員 「資料1-7-2」は、今までの運営小委員会での流れを踏まえて、徳住委員、神林委員、及び私の間で共同して頭の整理のためにまとめたものです。ポイントとして申し上げたかったことは、「1. 現状の認識をきちんと確認すること」と、「2. 対応としての案をどう考えるかということ」です。

「1. 現状認識」については、小委員会での議論を集約すると三つです。一点目は、国際的な趨勢を踏まえたインセンティブのねじれをどう考えるか、二点目は、利益相反であるという問題、三点目は、会計監査人と監査役との連携を実質的にどうするかです。この三つの現状認識については、特に異論はなかったと思います。

「2. 対応」については、監査役設置会社において、選任議案及び監査報酬の決定は、監査役会が持つこととする一つの方向性も考えられるのではないかと。そのための具体的な前提なり考え方を、「(1)」の「①」から「⑤」にまとめています。

「①」にある、連携が不可欠ということは、言わずもがなです。

「②」の大きなキーワードは、同意権と決定権で実務的には差がありうるということです。実質的に同意権を決定権と同じように運用している立派な会社もありますが、会社の中には、同意権と決定権は、監査役が主体性を持つという点において、実務上差があることも想定されるのではないかと。従って、同意権ではなく決定権とする意義そのものはあるという認識が二点目です。

「③」は、最近の趨勢としてリスク・アプローチの手法が内部統制上求められているということについてです。監査役監査の方法について、監査役がリスク・アプローチの点から展開していくという意味から、不祥事防止という点に絞ったときに、経理部との関係も含めて、監査役が主体的にかかわることが大事だというのが三点目です。

「④」は、会計に関する知見についてです。これについては、監査役に決定権を付与す

るということになれば、当然、会計の知見を有する人を監査役として選任することがより強く求められると思います。具体的に適任者がいるのかどうかという問題を考慮した場合、会計の知見がある人の範囲を社外監査役も含めて広げれば、対象の範囲が広がりそれ相応の人は集まるのではないかと思います。これと併せて、監査役を取り巻く全体的な環境の整備、とりわけ監査役が監査を行う上での統制環境の整備という意味で、会計の実務に精通した監査役スタッフの起用等のスタッフの位置付けについても検討する必要があるのではないかと思います。

「⑤」は、決定権を付与することにより、義務と併せて責任も裏返しになりますので、それに伴い、より責任を取る監査が監査役に求められるようになる点を考慮せざるを得ない可能性を記載しています。

「(2)」として、現状どおりとするというご意見や、委員会設置会社に移行するほかないのではないかとのご意見もあったことを踏まえて、それらの意見ご意見もあったことを言及しています。以上のように、小委員会での議論の流れや認識等を基本的には反映したペーパーとの位置付けです。

2. 提言内容のうち積み残しの事項について（株主提案の取り扱い等）

標題について、意見交換が行われた。主な要旨は以下のとおり。

(1) 企業集団に関する親会社のガバナンス（責任と権限）の構築と親子会社上場の問題

- ・ 親子会社の関係について採り上げる場合には、上場子会社に関する問題に限定して考えるのか。
- ・ 上場子会社の問題に限定している。
- ・ 議論の対象がかなり広がってしまうのではないか。検討すべき事項は相当量に上るのではないか。
- ・ 積み残された事項については、報告書に盛り込むところまでは詰め切れないこともあり得る。
- ・ 現実に上場会社において、経営者の近親者や配偶者が監査役に就任しているケースもある中では、監査役の独立性の問題とも関連するのではないか。上場会社に絞るような形で、限定的な内容であっても何らかの提言をしていくべきではないか。
- ・ 現実に照らせば、親会社からの役員派遣をすべて社外役員として認めないとすると、実務は回らないのではないか。また、親会社から派遣された役員は会社の事業内容をよく知っている面もあり、一概に避けるべきであるとはいえない。問題なのは役員全員が親会社から派遣されている場合であり、これについては避けることを検討すべきである。法制度というより証券取引所のガイドラインとして要望していくことがよいのではないか。
- ・ すぐに法制度を改正すべきという議論にするのではなく、いわゆるソフトロー的な議

論をもう少ししてもよいのではないか。

- ・ 取引所の規則で対応するとの意見もあるが、コーポレート・ガバナンスについて取引所が関与をするのであれば、基本的にはガバナンス一般ではなくて、取引所の本来的な使命との関係で必要だとされるガバナンスを、きちんと論ずるべきである。
- ・ 会社法が立派でも、なおかつ要求されるのが本当のソフトローであり、会社法が非常にルーズになっているからソフトローでやろうということになりやすいので、そうならないような本格的なベストプラクティスなり、ソフトローになることが前提ではないか。

(2) 株主提案の取り扱い

- ・ 監査役は提案の中身を見るのか、あるいは手続きを見るのか。取締役会で慎重な議論を行ったという手続きを見るのであれば分かるが、結論の妥当性まで踏み込むべきではないのではないか。
- ・ 株主提案すべてに対して監査役が意見を述べるとすると、誰を取締役候補者とすべきかといった極めて政策的なものも含めて監査役が意見を述べる義務を提案することになるのではないか。
- ・ 株主から提案があったものについて、取締役がどう取り扱っているのかというプロセスを見ることになる。取締役会等における経営判断原則遵守等々の状況も踏まえて、監査役として意見を述べていくということが考えられる。
- ・ コーポレート・ガバナンスに関わるものについて意見を述べるとしても、限定して、違法性や著しく不当といわれるようなものに関するものであれば、監査役の本来の職務の延長上で出てくる問題と考えられるが、コーポレート・ガバナンス一般についてとなると、レベルの違う役割を求めることになるのではないか。どこまでの期待をするのか、よく検討する必要があるのではないか。

以上